

平成 29 年度先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業 (ASSET 事業)

自主参加者 公募要領

平成 29 年 11 月

環境省 地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

環境省では、平成 24 年度に開始した先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業（以下、「ASSET 事業」という）におきまして、設備補助を受けることなく排出削減を約束し、排出枠の交付を受ける「自主参加者」を募集します。ASSET 事業の概要、応募方法及びその他留意していただきたい点は以下のとおりです。

1. ASSET 事業の概要

ASSET 事業は、率先して先進的で高効率な低炭素設備機器の導入に取り組む事業者が、当該設備機器の導入等を加味した適切な排出削減目標を設定し、低炭素設備機器の導入と併せて事業所における運用改善の取組も行いつつ、本事業の参加者全体で排出枠の調整を行うことで、事業全体として確実な排出削減を担保し、もって業務・産業両部門における二酸化炭素排出量を効率的に大幅削減することを目的とする事業です。

※ASSET 事業への参加方法について

・ASSET 事業への参加には以下の 3 通りの方法があります。

① 目標保有者

一定量の排出削減を約束する代わりに、CO2 排出抑制設備の整備に対する補助金と排出枠の交付を受ける参加者（設備補助の採択事業者）。設備整備を行う事業場・工場等および設備の保有者が、目標保有者として参加する必要があります。これ以外に、ビルのテナント等で削減に協力することを望む事業者は、任意で参加することができます。

② 自主参加者

設備補助を受けることなく排出削減を約束し、排出枠の交付を受ける参加者。基準年度比 5%以上の削減目標の設定が義務付けられます。

③ 取引参加者

排出枠の取引を目的として、ASSET システムに口座を設け、取引を行う参加者。取引参加者に対しては、補助金の交付及び排出枠の初期割当ては行いません。

・本募集により、②の自主参加者を募集することとなります。

・①の目標保有者および③の取引参加者は、本募集の対象ではありません。

2. 応募者の要件

自主参加者の応募者の要件は以下のアからカの法人・団体であり、かつ別紙 1 に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できるものとします。

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

- ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- エ 法律により直接設立された法人
- オ 地方公共団体
- カ その他環境省が認める者

- ※ 代表事業者は、原則として排出削減を行う事業場・工場等の所有者である必要があります。
- ※ 複数の所有者で応募する場合は、一人を代表事業者とし、その他の所有者は共同事業者としてください。またテナントや、工場内で事業を行う者（以下「テナント等」という。）が代表事業者となる場合には、当該建物や工場の所有者が共同事業者として参加する必要があります。代表事業者・共同事業者は自主参加者として排出枠の償却義務を負います。
- ※ 東京都「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」、埼玉県「目標設定型排出量取引制度」の参加事業所（都/県内中小事業所や都/県外大規模事業所による参加を含む）も本事業への参加は可能ですが、ASSET 事業内での排出枠（JAA）の売却は認められないためご注意ください。

3. 参加単位

参加単位は、事業場又は工場となります。事業場・工場とは同一敷地内に存在する建物及びそれらに付属の工作物となります。また、同一法人の複数の事業場・工場において実施し、1申請として応募することも可能です（グループ参加）。この場合、参加する事業場・工場のエネルギー管理・CO2 排出量管理が同一の方法で実施されていることが条件となります。

- ※ テナント等が代表事業者となる場合には、当該建物や工場の所有者が共同事業者として参加する必要があります。温室効果ガス排出量の算定対象範囲はテナント等の利用範囲内ではなく、当該建物や工場の敷地境界全体になりますのでご注意ください。算定対象範囲の詳細や例外については、制度文書をご参照ください。
- ※ 同一法人が複数のビルにテナントとして入居している場合は、各ビルのオーナーを複数の共同事業者とすることでグループ申請が可能です。この場合、算定対象範囲は、各ビルの敷地境界全体になりますのでご注意ください。

4. 自主参加者のルール概要

ASSET 事業への参加に伴い守っていただくべきルールの詳細については、「ASSET 第6期実施ルール Ver. 6.0」に記載していますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 自主参加者の義務

自主参加者は、基準年度比 5%以上の削減目標の設定が義務づけられます。

(2) 基準年度（平成 26 年度～平成 28 年度）排出量の算定

自主参加者は、公募に際して基準年度である平成 26 年度～平成 28 年度の排出量を算定していただきます。算定においては、実施ルール及びモニタリング報告ガイドライン Ver. 6.0 で定める算定方法により排出量を求めます。

(3) 基準年度排出量の検証

自主参加者は、平成 29 年 12 月までに、基準年度の排出量について、検証機関の検証を受けていただきます。環境省が選定する検証機関の中から自主参加者自身が選んで契約を行い、検証費用

は自主参加者が負担します。

(4) 排出枠の初期割当量 (JAA (Japan Allowance for ASSET)) の交付

(3) の検証を終えた自主参加者に対しては、平成 30 年の 4 月以降に排出枠の初期割当量 (JAA) が交付されます。JAA の交付量は、以下のとおりです。

初期割当量：

「対象事業場・工場の基準年度排出量」－「平成 30 年度の排出削減目標量」

(5) 排出削減対策の実施

自主参加者は、平成 30 年度 (削減目標年度) において、排出削減に取り組んでいただきます。

(6) 平成 30 年度の排出量算定と検証

自主参加者は、平成 31 年 4 月以降に平成 30 年度の排出量を算定するとともに、平成 31 年 6 月頃に検証機関による検証を受けていただきます。検証は、基準年度検証と同様、環境省が選定する検証機関の中から自主参加者自身が選んで契約を行い、検証費用は自主参加者が負担します。

(7) 環境省による承認手続

検証機関の検証を受けた算定結果は、環境省の承認を経て、確定されます。

(8) 排出枠 (JAA 及び jVER) の取引

初期割当量 (JAA) に加え、国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する各種の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量に基づいて発行される jVER (以後、排出枠と呼ぶ) は、平成 30 年 4 月以降の初期割当量の交付以降、平成 31 年 11 月 30 日に予定されている償却期限までの期間において随時取引可能です。

(9) 排出枠の償却義務

自主参加者は、平成 31 年 11 月 30 日に予定される償却期限までに、検証機関の検証を受けた平成 30 年度の実排出量と同量の排出枠 (JAA 及び jVER) を、ASSET システム上の償却口座に移転していただきます。償却には、初期割当量 (JAA) に加えて、jVER も活用することができます。

5. 応募の方法

(1) 提出書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、次のとおりです。提出書類のうち、ア及びウ (別添 1、2) については、必ず電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

なお、審査過程において、必要に応じて電話又は電子メールにてヒアリングを実施させていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもあり得ますので、御了承下さい。

ア 応募申請書【様式 1】(Word(.doc)形式)

イ 代表事業者の業務概要がわかる資料及び定款又は寄附行為

ウ 下表に定める別添資料

区 分		事業場		工場	
		単独参加	グループ参加	単独参加	グループ参加
別添1	整備計画書	○	○	○	○
	別紙1 事業実施場所の一覧(グループ参加者のみ)	—	○	—	○
別添2	算定報告書	○	○	○	○
その他 添付資料	敷地境界が確認できる公的な資料※1	○	○	○	○
	敷地境界内の建物等の現在の所有者が確認できる公的な資料※2	○	○	○	○

- ※1 事業場の場合は建築基準法届出や消防法届出、工場の場合は工場立地法届出や消防法届出の写し等。
 ※2 不動産登記事項証明書の写し等。

(2) 公募期間

平成29年11月13日(月)～平成29年11月30日(木)17時必着

- ※ 期限を過ぎて到着した提出物のうち、遅延が環境省の事情に起因しないものについては、受理しません。

(3) 提出部数

正本1部(様式1、別添1、別添2及びその他添付資料)・副本1部(別添1、別添2のみ)を提出して下さい。(ファイリングは不要ですが、2つ穴の紐閉じとして下さい。)

また、様式1(PDFファイル)及び別添1、別添2(Excelファイル)の提出書類のデータを1枚のCD-Rに、その他添付資料(PDFファイル等)をもう1枚のCD-Rに保存し、2枚のCD-Rを提出して下さい。各CD-Rには事業者名・事業場または工場名を必ず記載して下さい。なお、提出いただきました応募書類は、返却しませんので、写しを控えておいてください。

(4) 提出方法及び提出先

(1)で示した書類(紙)と電子媒体を、郵送等により下記提出先へ提出して下さい。書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります(上記公募期間内に必着のこと)。持ち込みは不可です。

提出書類は、封書に入れ、宛名面に、応募事業者名及び「平成29年度ASSET事業自主参加者応募書類」を朱書きで明記して下さい。

提出先：

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館3階
 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 「ASSET事業担当」宛て

(6) 問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせは、平成29年11月13日(月)～平成29年11月24日(金)までの期間、受付します。詳細は、次のとおりです。

問い合わせは、電子メールを利用し、メール件名を「【問い合わせ】平成29年度ASSET事業(〇〇〇株式会社)」とし、括弧内に団体等の名称を記入して下さい。

<問い合わせ先>

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館3階

環境省地球環境局地球温暖化対策課メカニズム室

FAX : 03-3580-1382

E-Mail : ASSET@env.go.jp

暴力団排除に関する誓約事項

当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、申請書の提出をもって誓約します。

記

- (1) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

様式1

平成 年 月 日

環境省地球環境局地球温暖化対策課
市場メカニズム室長 殿

住 所
氏名又は名称
法人番号
代表者の職・氏名 印

先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業（ASSET 事業）
自主参加者募集に係る公募書類等の提出について

標記について、以下の必要書類を添えて申請します。

1. 団体等の概要が分かる説明資料及び定款又は寄付行為
2. 別添1 整備計画書
3. 別添1別紙1 事業実施場所の一覧（グループ参加者のみ）
4. 別添2 算定報告書
5. 敷地境界、敷地境界内の建物等の現在の所有者が確認できる公的な資料の写し（直近のもの）

当社（法人である場合は当法人、ならびに本事業の共同事業者）は、公募要領別紙1『暴力団排除に関する誓約事項』を確認し、該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することがないことを約します。